

# 奈良県国土利用計画審議会 第2回特別委員会 議事概要

【日時】 平成30年7月18日(水) 10:00~11:00

【場所】 奈良商工会議所 中ホール

【出席委員】 伊藤委員長、上田委員、小山委員、田中委員

(五十音順、以上4名)

## ◆議題

(1) 第五次奈良県国土利用計画の策定について

①県土利用の課題、②目標値設定の考え方、③土地利用の解決策の骨子について事務局から説明し、意見交換を行った。

(2) その他

①今後のスケジュールについて、説明した。

②2月の審議会において意見・質問のあった「太陽光発電の現状」について、事務局から報告した。

## ◆主な質疑・意見等

(委員) ◆利用区分は、具体的に細かく分けられるほうがわかりやすく検討しやすいと思う。

---

(委員) ◆目標値設定の算定方法について、都市計画区域内と区域外に分けて算定するとなっているが、国土利用計画の土地利用区分を都市計画区域マスタープランの区分に合わせるにより数値が合わない懸念もあるので、どのように考えていくのか。

(事務局) ◇数値については、現況値の捉え方の調整が必要であり、また区域外の面積が広いことや、同一市町村内に区域内・区域外が混在する場合もあるため、十分に調整したうえで、次回委員会で数値を示したいと考えている。

---

(委員) ◆森林環境税については、現行の県版と新たな国版の税のすみ分けはどのようにしていくのか。それぞれの税の用途について、有効活用されるように森林整備や過疎対策等への活用にも考えていただきたい。(要望)

(委員) ◆特定農業振興ゾーンについて、面積が10ha以上との設定は、県内では難しいと思う。

(事務局) ◇県の特定農業振興ゾーンについては、面積要件はあえて設けていない。

---

(委員) ◆固定資産税の重課制度の活用について、桜井市が第1号でされているがもともとが低い額だと1.8倍に重課しても負担にならないのではないか。

(事務局) ◇元々の課税評価額が低いと重課してもあまり変わらないが、重課制度は、農地の賃借を進めるうえで考えられた制度であり、農地の賃借を促すひとつとして考えている。

---

(委員) ◆固定資産税の重課制度の1.8倍は、もっと高く設定できるのか。評価額の基準はあるのか。

(事務局) ◇固定資産税は税率1.4%が標準税率であり、重課制度は、評価額の調整になるため、税率ではない。現況が農地であれば農地としての評価額になり、評価額が減額されている。その減額を元に戻すものが重課制度となる。

重課制度は、貸さない人、売らない人に対するペナルティとして、重課されるとの意識をもってもらうための制度として考えている。

---

(委員) ◆農地中間管理機構では、農地集積は農業振興地域のみ受け入れているが、生産緑地なども受け入れできないか。

(事務局) ◇県では担い手・農地サポートセンターで、貸し手と借り手のマッチングをしているが、貸し手はまだ少なく、借り手が多い状態となっている。また、大規模集積を一度にすることはなかなか難しいが、少しでも農地集積できるように、担い手・農地サポートセンターで中間管理事業を進めている。生産緑地については、2022年に生産緑地の期間が満了することから、都市農地の機能を残していくために制度改正が行われている。今後は、制度の活用に向け、周知を図っていきたい。